

工事に関する協議書取扱要領 新旧対照表

改正後		改正前																															
1	目的 略	1	目的 略																														
2	記載内容 略	2	記載内容 略																														
3	発議 略	3	発議 略																														
4	発注者発議 (1) 発注者発議については、一般監督員、主任監督員又は準監督員（以下「一般監督員等」という。）が「 <u>工事打合せ簿</u> 」を起案し、発議の内容に応じ次表に定める者（以下「協議権者」という。）の承認を受けて施行するものとする。  ただし、災害発生時等現場の安全確保のための緊急措置を行なう場合及び、次表 1(1)、2(2)に該当する場合については、「現場指示票」により、一般監督員等の権限で指示できるものとする。なお、この場合、「現場指示票」の内容を <u>工事打合せ簿</u> により起案し、速やかに協議権者に事後承諾を受けて、施行するものとする。 なお、受注者は、 <u>工事打合せ簿</u> の内容について、承諾又は再協議等の有無を明示し <u>発注者に回答</u> するものとする。	4	発注者発議 (1) 発注者発議については、一般監督員、主任監督員又は準監督員（以下「一般監督員等」という。）が「工事に関する指示・協議書」(発注者発議用)（以下「指示書等」という。）を起案し、発議の内容に応じ次表に定める者（以下「協議権者」という。）の承認を受けて施行するものとする。  ただし、災害発生時等現場の安全確保のための緊急措置を行なう場合及び、次表 1(1)、2(2)に該当する場合については、「現場指示票」により、一般監督員等の権限で指示できるものとする。なお、この場合、「現場指示票」の内容を <u>指示書等</u> により起案し、速やかに協議権者に事後承諾を受けて、施行するものとする。 なお、受注者は、 <u>指示書等</u> の内容について、承諾又は再協議等の有無を明示し <u>確認印を押印</u> するものとする。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発議の内容</th> <th>協議権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 請負代金の変更を伴うもの</td> <td>(1) 事務取扱要領第4条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更（以下「軽微変更」という。）に係るものであって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下のもの</td> <td>課長、参事又は室長</td> </tr> <tr> <td>(2) 軽微変更であって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超えるもの</td> <td>県土整備局長、県土整備事務所長<u>又は</u>港湾事務所長</td> </tr> <tr> <td>(3) 軽微変更でないもの</td> <td>決裁権者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 請負代金の変更を伴わないもの</td> <td>(1) 重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの、工事の一時中止、工期延長等に係るもの、その他総括監督員が必要と認めるもの</td> <td>県土整備局長、県土整備事務所長<u>又は</u>港湾事務所長</td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外のもの</td> <td>課長、参事又は室長</td> </tr> </tbody> </table>		発議の内容		協議権者	1 請負代金の変更を伴うもの	(1) 事務取扱要領第4条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更（以下「軽微変更」という。）に係るものであって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下のもの	課長、参事又は室長	(2) 軽微変更であって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超えるもの	県土整備局長、県土整備事務所長 <u>又は</u> 港湾事務所長	(3) 軽微変更でないもの	決裁権者	2 請負代金の変更を伴わないもの	(1) 重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの、工事の一時中止、工期延長等に係るもの、その他総括監督員が必要と認めるもの	県土整備局長、県土整備事務所長 <u>又は</u> 港湾事務所長	(2) (1)以外のもの	課長、参事又は室長	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">発議の内容</th> <th>協議権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 請負代金の変更を伴うもの</td> <td>(1) 事務取扱要領第4条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更（以下「軽微変更」という。）に係るものであって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下のもの</td> <td>課長、参事又は室長</td> </tr> <tr> <td>(2) 軽微変更であって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超えるもの</td> <td>県土整備局長、県土整備事務所長、<u>港湾事務所長又は空港管理事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 軽微変更でないもの</td> <td>決裁権者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 請負代金の変更を伴わないもの</td> <td>(1) 重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの、工事の一時中止、工期延長等に係るもの、その他総括監督員が必要と認めるもの</td> <td>県土整備局長、県土整備事務所長、<u>港湾事務所長又は空港管理事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>(2) (1)以外のもの</td> <td>課長、参事又は室長</td> </tr> </tbody> </table>		発議の内容		協議権者	1 請負代金の変更を伴うもの	(1) 事務取扱要領第4条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更（以下「軽微変更」という。）に係るものであって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下のもの	課長、参事又は室長	(2) 軽微変更であって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超えるもの	県土整備局長、県土整備事務所長、 <u>港湾事務所長又は空港管理事務所長</u>	(3) 軽微変更でないもの	決裁権者	2 請負代金の変更を伴わないもの	(1) 重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの、工事の一時中止、工期延長等に係るもの、その他総括監督員が必要と認めるもの	県土整備局長、県土整備事務所長、 <u>港湾事務所長又は空港管理事務所長</u>	(2) (1)以外のもの	課長、参事又は室長
発議の内容		協議権者																															
1 請負代金の変更を伴うもの	(1) 事務取扱要領第4条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更（以下「軽微変更」という。）に係るものであって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下のもの	課長、参事又は室長																															
	(2) 軽微変更であって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超えるもの	県土整備局長、県土整備事務所長 <u>又は</u> 港湾事務所長																															
	(3) 軽微変更でないもの	決裁権者																															
2 請負代金の変更を伴わないもの	(1) 重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの、工事の一時中止、工期延長等に係るもの、その他総括監督員が必要と認めるもの	県土整備局長、県土整備事務所長 <u>又は</u> 港湾事務所長																															
	(2) (1)以外のもの	課長、参事又は室長																															
発議の内容		協議権者																															
1 請負代金の変更を伴うもの	(1) 事務取扱要領第4条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更（以下「軽微変更」という。）に係るものであって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下のもの	課長、参事又は室長																															
	(2) 軽微変更であって、当該変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超えるもの	県土整備局長、県土整備事務所長、 <u>港湾事務所長又は空港管理事務所長</u>																															
	(3) 軽微変更でないもの	決裁権者																															
2 請負代金の変更を伴わないもの	(1) 重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの、工事の一時中止、工期延長等に係るもの、その他総括監督員が必要と認めるもの	県土整備局長、県土整備事務所長、 <u>港湾事務所長又は空港管理事務所長</u>																															
	(2) (1)以外のもの	課長、参事又は室長																															

工事に関する協議書取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 略</p> <p>5 受注者発議</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 回答を要する協議書等について、受注者発議による協議書等の受付をした工事担当課の課長補佐又は主任監督員（以下「協議書等受付者」という。）は、受付後直ちにその旨を総括監督員に報告するとともに一般監督員等に回答方針等を指示するものとする。一般監督員等は、回答方針に等に基づき、当該発議を受けた日から14日（契約約款第18条に基づくものは、その事実関係の調査の終了の日から14日）以内に協議権者の承認を受けてこれに回答するものとする。<u>なお、発注者から早期の回答を希望する場合は、受注者は工事打合せ簿の内容欄に回答希望期日及びその理由を記載するものとする。</u></p> <p><u>また</u>、受注者は、協議書等の回答について、承諾又は再協議等の有無を明示し<u>発注者に回答</u>するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p><u>6 概算増減額の明示</u></p> <p><u>請負代金の変更を伴う協議書等の場合は、発注者は概算増減額を明示し施行するものとする。</u></p> <p>7 保管・整理</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>5 受注者発議</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 回答を要する協議書等について、受注者発議による協議書等の受付をした工事担当課の課長補佐又は主任監督員（以下「協議書等受付者」という。）は、受付後直ちにその旨を総括監督員に報告するとともに一般監督員等に回答方針等を指示するものとする。一般監督員等は、回答方針に等に基づき、当該発議を受けた日から14日（契約約款第18条に基づくものは、その事実関係の調査の終了の日から14日）以内に協議権者の承認を受けてこれに回答するものとする。</p> <p><u>なお</u>、受注者は、協議書等の回答について、承諾又は再協議等の有無を明示し<u>確認印を押印</u>するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 (新規)</p> <p><u>6</u> 保管・整理</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>

# 工事に関する協議書取扱要領 新旧対照表

改正後

改正前

(別添様式) 工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名	(内容)		
添付図 業、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年月日:	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年月日:	

所(局)長	副所(局)長	課(室)長	合 議	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

(受注者発議用) 工事に関する 指示 協議書 (別添様式)

工事名	位置
受注者	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負額	円
指 示 議 事 項	
指 示 議 理 由	
概算増減額	約 千円 増・減
上記のとおり(指示・協議)してよろしいか伺います。	
平成 年 月 日	
局 長	副 局 長
課 長	合 議
	監督員
上記のとおり(指示・協議)します。	
平成 年 月 日	
(上記のとおり承諾・別添のとおり再協議)します。	現場代理人
	主任技術者
平成 年 月 日	

(受注者発議用) 工事に関する 提出・報告書

工事名	位置
受注者	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負額	円
報 告 出 事 項	
上記について(報告・提出)します。	
平成 年 月 日	
監 督 員 意 見	
平成 年 月 日	
局 長	副 局 長
課 長	合 議
	監督員
上記について(報告・提出)を受けました。	
平成 年 月 日	

(受注者発議用) 工事に関する 承諾・協議書

工事名	位置
受注者	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負額	円
承 諾 協 議 事 項	
上記のとおり(承諾願います。・協議します。)	
平成 年 月 日	
回 答 理 由	
概算増減額	約 千円 増・減
上記のとおり(承諾・指示)してよろしいか伺います。	
平成 年 月 日	
局 長	副 局 長
課 長	合 議
	監督員
上記のとおり(承諾・再協議)します。	
平成 年 月 日	
(上記のとおり承諾・別添のとおり再協議)します。	現場代理人
	主任技術者
平成 年 月 日	



## 工事に関する協議書取扱要領 新旧対照表

附 則

この改正は、令和3年4月1日以降の調達公告の工事から適用する。